◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇一三	横田飛行場	福生市、東京都西多摩郡瑞穂町	国有	建物：約二〇平方メートル 工作物：貯槽 自転車置場等として追加提供する。
三〇一三	横田飛行場	福生市、立川市、武蔵村山市、羽村市、東京都西多摩郡瑞穂町	国有	建物：約一三、〇〇〇平方メートル 工作物：貯槽等 管理棟等として追加提供する。
三〇三三	木更津飛行場	木更津市	国有	工作物：囲障等 囲障等として追加提供する。
四〇八三	川上弾薬庫	東広島市	国有	建物：約二八〇平方メートル 工作物：貯槽等 ボイラー室等として追加提供する。
四〇八四	広弾薬庫	呉市	国有	工作物：土留等 土留等として追加提供する。
四〇八四	広弾薬庫	呉市	国有	建物：約四九〇平方メートル 工作物：貯槽等 管理棟等として追加提供する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約一五、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 管理棟等として追加提供する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約七〇平方メートル 工作物：門等 通信施設等として追加提供する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	建物：約三、一〇〇平方メートル 工作物：貯槽等 ボイラー室等として追加提供する。
六〇五一	普天間飛行場	宜野湾市	国有	工作物：囲障 囲障として追加提供する。

海上演習場関係

◎新規提供

日向灘訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。

1　北緯三二度〇九分〇〇秒、東経一三一度三三分五七秒
2　北緯三二度〇六分一二秒、東経一三一度四五分〇三秒
3　北緯三二度一五分三六秒、東経一三一度四八分二七秒
4　北緯三二度一八分三〇秒、東経一三一度三七分一五秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十五年十一月十八日から同月二十八日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○防衛省告示第二百十七号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

平成二十五年十一月十四日

防衛大臣　小野寺五典

信号符字番号	名称	付与年月日
JSME　五〇六	こくりゅう	平成二十五年十月三十一日

○中部地方整備局告示第百九十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百五十六号
(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長
後別　後　四二・〇〇～四二・〇〇メートル　〇・二〇〇キロメートル
四四・五〇～四六・〇〇　〇・二〇〇

岐阜市石長町九丁目三番一地内

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百九十六号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百七十五号
(三)　道路の区域

区間　敷地の幅員　延長

岐阜県養老郡養老町大跡字東畑八五五番一から三重県いなべ市北勢町二之瀬字澤ノ田一六一二番まで　一三・〇〇～二六八・五〇　一一・五七〇　メートル　キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局、同局岐阜国道事務所及び北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第百九十七号

次のように道路の区域を決定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十四日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四百七十五号
(三)　道路の区域

区間　敷地の幅員　延長

いなべ市北勢町二之瀬字澤ノ田一六一二番から同市北勢町阿下喜字樋之口一三六番一まで　二六・六〇～二七・六六　六・一〇九　メートル　キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○九州地方整備局告示第二百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十四日

九州地方整備局長　岩崎　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百十号	由布市庄内町櫟木字城一〇七四番八から同市庄内町櫟木字カケノキ六四七番一まで	九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十一月二十九日